

所管部課	会計課	部長	武越 信昭	
件名	東大和市公金取扱金融機関等に関する規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市公金取扱金融機関等に関する規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 趣 旨 令和8年4月から、指定金融機関であるりそな銀行が小切手の取り扱いを終了することに伴い、小切手による支払いに関する規定を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・小切手での支払いを規定する第21条、第24条、第25条及び第27条を削除する。 ・支払済み小切手の保管等に関する経過措置を附則で設ける。</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等) 今後の予定</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>				